

●香川県告示第323号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所
香川郡直島町字立石3458の4及び3458の6
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため